

○ 消費者教育の体系イメージマップ

各期の特徴	Ver.1.0			
	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期
重点領域	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期
	おつかいや買物に関心をもち	消費をめぐり物と金銭の流れを考えよう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	生涯、流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考えよう
	身の回りのものを大切にしよう	自分の生活と身近な環境とのかわりや物づき、物の使い方などを工夫しよう	消費生活が環境に与える影響を考えよう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう
	協力することの大切さを知ろう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けて取り組むことの重要性を理解しよう	安全で危険の少ない消費生活の習慣を身につけよう
	くらしの中の危険や、もの安全な使い方に気づこう	危険を回避し、物を安全に使う手を知ろう	危険を回避し、物を安全に使う手を知り、使おう	安全で危険の少ない消費生活の習慣を身につけよう
	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう
	約束やきまりを守ろう	物の選び方、買い方を約束や適切に購入しよう	商品を通じ選択するルールを契約し、よりよい契約の仕方考えよう	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう
	欲しいものがあったときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えよう	消費に関する生活管理の技能を活用しよう	生涯を見通した計画的な生活設計・管理を実践しよう
	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費に関する情報の集め方や活用の方	消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身に付けよう	情報と情報技術を活用し、生涯を見通した計画を立てよう
	自分や家族を大切にしよう	自分や知人の個人情報を守るなど情報モラルを知ら	著作権や発信した情報への責任を知ろう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう
身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知ら	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、意思決定の大切さを知ろう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう	
消費生活情報に対する批判的 思考力	消費生活情報から「なぜ」「どうして」を考えよう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、意思決定の大切さを知ろう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう	
情報とメディア	情報とメディア	情報とメディア	情報とメディア	
生活の管理と契約	生活の管理と契約	生活の管理と契約	生活の管理と契約	
商品等の安全	商品等の安全	商品等の安全	商品等の安全	
消費者市民社会の構築	消費者市民社会の構築	消費者市民社会の構築	消費者市民社会の構築	

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。

○若年者への消費者教育の推進

資料2⑥ (消費者庁資料)

成年年齢の引下げを見据え(※)、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また自立した消費者の育成のため、若年者への実践的な消費者教育の推進は喫緊の課題

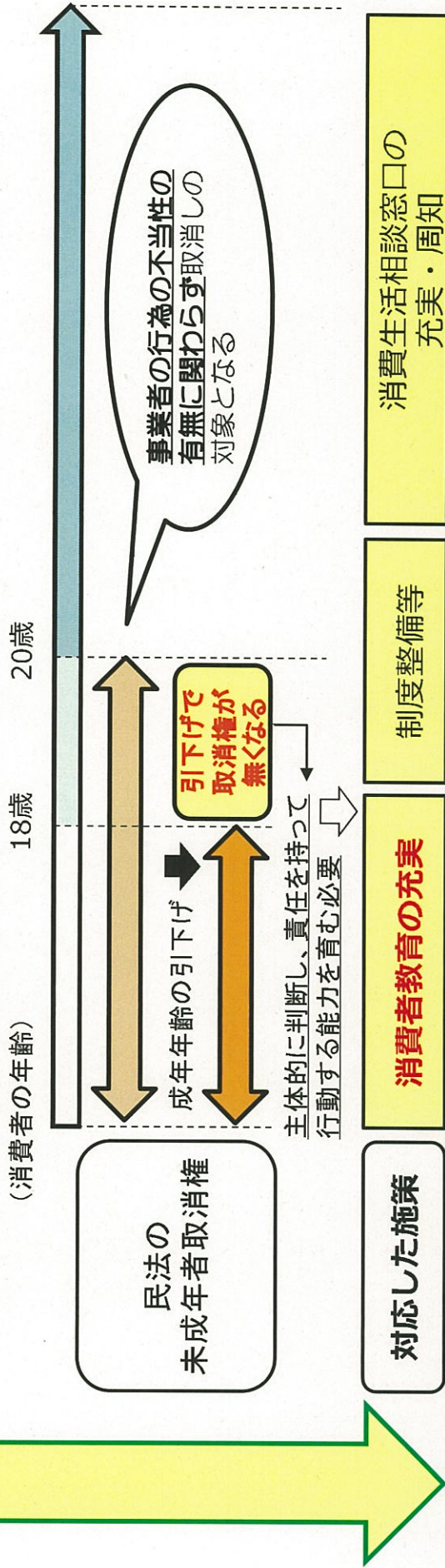
※成年年齢を引き下げる民法の改正は、平成30年6月13日可決、同月20日公布(平成34年4月施行予定)

佐々木さやか君

この成年年齢の引下げに当たっては、若者がその年齢でしっかりと自立するとう、それだけの環境整備、これが重要だと思っています。(中略)学生の皆さんとか若い皆さんとお話をしても、もう本当に自分が社会に出て大丈夫だろうか、こういう不安を抱いている方もいらっしゃる、こういう印象を他方で私は受けております。例えば消費者被害とか、そういったことも心配をされるわけでありまして、消費者教育を充実したり、いろいろな制度の整備も必要だろうと思っています。

内閣総理大臣(安倍晋三君)

成年年齢の引下げに係る民法改正法案に関しては、現在、国会への提出を目指し、所要の手続を進めているところであります。政府としても、委員御指摘の消費者被害を防止する施策など、成年年齢の引下げに向けた環境整備については、改正法案の成立後も引き続き政府一体となって取り組む必要があるものと認識をしています。



「消費者教育の推進に関する基本的な方針」

(平成30年3月20日 変更の閣議決定)

社会経済情勢等を踏まえて重点的に取り組むことが求められる喫緊の課題として、若年者への消費者教育を「当面の重点事項」に位置付け

「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」

(平成30年2月20日 若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定)

関係省庁(消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁)が緊密に連携し、2018年度から2020年度までを集中強化期間として、取組を推進

消費生活相談窓口の充実・周知

制度整備等

消費者教育の充実

対応した施策

○「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」

(平成30年2月20日 若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定)

関係省庁（消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁）が緊密に連携し、2018年度から2020年度までを集中強化期間として、実践的な消費者教育の実施を推進するため、以下の取組を推進

高等学校等における消費者教育の推進

- ・ 学習指導要領の徹底
- ・ 消費者教育教材の開発、手法の高度化
実践的な能力を身に付ける教材「**社会への扉**」を活用した授業の実施の推進等
- ・ 実務経験者の学校教育現場での活用
消費者教育コーディネーターの育成・配置等による実務経験者の活用の推進



- ・ 教員の養成・研修
「若年者の消費者教育分科会」による検討と取りまとめを受けた消費者教育推進会議における審議を踏まえ、**教員による消費者教育の指導力向上のための取組**を推進

大学等における消費者教育の推進

- ・ 大学等と消費生活センターとの連携支援・出前講座の実施
- ・ 大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及

2020年度までには、
 ・ 全ての都道府県の全高校で「**社会への扉**」を活用した授業が実施されること
 ・ 全都道府県に**消費者教育コーディネーター**が配置されることを目指す

- 教職課程における消費者教育の内容の充実
- 有機的に連携した継続的な体制の構築
- 現職教員に対する講習、研修における講座の開設数の増加及び内容の充実
- 外部人材等の活用及び育成

その他

全ての都道府県等において、**消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会**の策定・設置を目指す等